

教育委員会定例会(9月)会議録

日 時 令和2年9月30日(水) 9時30分～10時50分

場 所 教育センター 大研修室

出席委員 井上 謙介(教育長) 喜多村 浩司(委員)
江頭 理江(委員) 緒方 麻美(委員)
中野 浩美(委員) 内村 直尚(委員)

事務局 秦 美樹(教育部長) 平田 敬一(教育部次長)
田中 勝昌(学校教育振興担当次長) 松本 良一(教育センター所長)
川上 喜美子(学校施設課長) 渡辺 唯希(学校施設課計画主幹)
薄 弘典(学校教育課長)
榑 悟(学校教育課学務主幹兼学校規模対策主幹)
日野 勝文(人権・同和教育主幹) 吉山 修一(体育スポーツ課長)

議 案

第53号議案 令和2年度久留米市教育施策要綱について

第54号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について

報告事項

- (1) 令和2年度トップアスリート支援事業「強化指定選手」の認定について
- (2) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (3) 令和2年第5回(9月)久留米市議会一般質問回答要旨
- (4) 中学校放課後等学習会事業について
- (5) 指定校変更制度等の運用の一部見直しについて
- (6) 久留米市収蔵資料展2020 「平和・祭典・人々の暮らし」の開催について

議案

第53号議案 令和2年度久留米市教育施策要綱について

教育長 ただいまから、「久留米市教育委員会9月定例会」を開会いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

「第53号議案 令和2年度久留米市教育施策要綱について」、この議案について、事務局からの説明を求めます。

事務局 <議案説明>

教育長 事務局からの説明は終わりました。
委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、採決に入ります。
「第53号議案 令和2年度久留米市教育施策要綱について」、この議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員であります。よって、第53号議案を原案のとおり承認いたします。
次に、「第54号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について」を議題といたします。

第54号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について

教育長 この議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局 <議案説明>

教育長 事務局からの説明は終わりました。
委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。
A委員お願いします。

A委員 スクールカウンセラー活用事業については、「学校に行くのが楽しい」と答えた児童の割合を事業の成果指標としています。
生徒や保護者に事業内容が共有できていれば、相談件数が増

えているかどうかは大きな評価になると思います。生徒からの相談なのか、保護者からの相談なのかを踏まえて相談件数が増えているのかが大事であると思いますが、どうなっていますか。

事務局

スクールカウンセラーやソーシャルワーカーへの相談の発端は、教員や保護者となっており、児童生徒からの相談もあります。

今回、「学校に行くのが楽しい」と答えた児童生徒の割合を成果指標としていますが、相談件数も重要な指標の一つであることを認識しています。

件数については、確認を行い、この後報告します。

A委員

重点事業1-1のスクールソーシャルワーカー活用事業についての指標は、支援件数になっているのに対し、スクールカウンセラー活用事業について、相談件数が指標になっていないのは、説明がつきづらいと思います。

学校と家庭をつなぎ、子どもの生きづらさなどの相談を受けるためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置していると思うので、学校が楽しいかどうかも指標として良いと思いますが、相談件数を入れたほうが、客観的な評価として意味があるのではないかと思います。

教育長

成果指標についての意見をいただきましたが、今後、ご意見等をいただきながら、見直しを進めていくということでしょうか。

事務局

新しい振興プランが今年度から始まり、その評価も今後行っていきますので、ご意見を参考にさせていただきたいと考えています。

教育長

その他、ご意見ご質問はありませんか。

B委員お願いします。

B委員

重点事業の3-3 人権教育・啓発推進事業について、過去3年に渡って未達成となっていますが、成果指標にある「くるモニ調査結果」はどのようなものなのですか。また、成果指標の割合のところに【参考】と記載されているのはどういうことでしょうか。

事務局

「くるモニ調査」と「市民意識調査」の違いについて説明し

ます。「市民意識調査」は、調査対象の母数が多く、調査項目も総合計画に則った指標をお聞きする調査です。「くるモニ調査」はインターネットによるアンケート調査であり、調査対象の母数は数百人程度のものになりますが、一定の傾向は把握することができます。

今回指標となっているのは、人権に関する「市民意識調査」ですが、これは5年おきに実施する調査であるため、合間の年は、インターネットによる「くるモニ調査」をしています。2つの調査は、調査対象の母数や精度が異なるため、【参考】と記載させていただいています。

教育長 その他、ご意見ご質問はありませんか。
 C委員お願いします。

C委員 P43の重点事業19 医療的ケア対応事業について、評価が二重丸、達成になっていますが、久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の他に、通常の小・中学校に通学している児童生徒のうち医療的ケアを必要としている児童生徒は何人くらいいて、どのような対応をされているのかお尋ねしたいと思います。

事務局 通常学校で医療的ケアを行っている児童生徒は5人です。そのうち3人が痰の吸引、残りの2人が導尿になります。その方々については、学校訪問看護支援事業があり、保護者が契約した看護師が、教室の中で医療的ケアを行っており、それに対して市が補助金を交付しています。

教育長 その他、ご意見ご質問はありませんか。
 A委員お願いします。

A委員 医療的ケア対応事業は、久留米特別支援学校に在籍する方が対象ということでよろしいでしょうか。心理的ケアはされているのでしょうか。

事務局 久留米特別支援学校に在籍する児童生徒が対象となります。
 また、カウンセラーの配置を行っており、子どもや保護者のメンタル面のケアを行っていただいています。

A委員 発達障害の子どもは在籍していないのですか。

事務局 久留米特別支援学校の児童生徒は、知的障害を持っている者が在籍しています。

教育長 それでは、スクールカウンセラー活用事業について、ご質問があった相談件数について回答をお願いします。

事務局 まず、小学校のスクールカウンセラーの相談実績について、平成30年度が3,485件、令和元年度が3,952件で、467件相談件数は増えています。中学校については、平成30年度が5,644件、令和元年度が5,574件で、70件減少しています。

相談を受けられる件数は、スクールカウンセラーの配置時間で自ずと決まってくると思いますが、平成30年度、令和元年と基本的に変わっていませんので、その中で件数の増減があったと考えています。

A委員 保護者、教員からの相談の件数の比率はわかりますか。

事務局 令和元年度の小学校について3,952件のうち児童生徒から直接相談を受けているのが647件で、約20%となっています。残りの保護者、生徒に携わる教職員からの相談が約1,400件ずつとなっています。

中学校については、生徒からの相談が3,793件のうち1,100件程度ですので、約3分の1は生徒から、教職員からの相談もほぼ同数の1,100件程度になっています。残りの700件程度が保護者からになっており、誰が相談するかは、小学校と中学校で変わってきています。

A委員 中学校のほうが相談件数が多くなっているのですか。

事務局 中学校の場合、県が派遣するカウンセラーと市が派遣するカウンセラーの組み合わせで学校に配置されています。

全体の約5,500件の相談件数は、県と市を組み合わせたものですが、そのうち3,700件程度が久留米市が派遣したカウンセラーが相談を受けたもので、その内訳として約1,100件ずつが生徒と教職員から、残りが保護者ということになります。

A委員 小学校のスクールカウンセラーは、市が派遣する分だけでしょうか。

事務局 市が直接雇用したスクールカウンセラーと委託をしているも

のがあります。

教育長

その他、ご意見ご質問はありませんか。
C委員お願いします。

C委員

小学校と中学校で月に配置される時間数が異なっていると認識していますので、それが数字の差になっているのではないかと思います。

保護者がフルタイムで仕事をしている場合、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが居る時間に仕事を休んでまで赴くことができないという実態があります。配置時間を夕方や夜にずらすなどの配慮をしていただくと、もう少し保護者からの相談件数が増え、子どもたちに対してのケアが手厚くなるのではないかと感じています。そのような中、令和元年度の決算で事業費が前年度より下がっている部分があります。人的な配置をするときは必ず費用がかかりますので、ぜひ予算の確保をお願いしたいと思います。

事務局

保護者からの相談を受けるにあたっては、日中よりも夕方以降がありがたいという声があることは承知しています。市で雇用しているスクールカウンセラーについては、時間外勤務で対応しているというケースはありますが、委託によるものは、時間が限られています。

スクールソーシャルワーカーについては、市が直接雇用しているため、一定は時間外で対応させていただいていますが、ニーズに対して不足していることは認識しています。財政状況に関わってきますが、なるべく相談を受けられる体制を整えていきたいと考えているところです。

教育長

その他、ご意見ご質問はありませんか。
D委員お願いします。

D委員

平成29年度から平成30年度までは、予算が1.5倍近く増えているにも関わらず、平成30年度から令和元年度には減っていますが、その理由を教えてください。

事務局

小学校のスクールカウンセラーについては、直接雇用している分と委託をしている分があります。直接雇用しているスクールカウンセラーの確保に苦慮しているところがあり、年によっては、欠員を抱えていることがあります。そうした場合は、欠

員分を委託するので、委託費が増加します。直接雇用は人件費となるため、この事業費の中には表れません。平成30年度は、欠員を抱えていたということになります。

教育長 それが分かるような表記の工夫をしてほしいということでしょうか。

D委員 きちんと数を出していただかないと動向はわからないと思います。

事務局 委託料を事業費としていますが、人件費をどこまで表記するかは、検討させていただきたいと思います。

教育長 その他、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、採決に入ります。
「第54号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について」、この議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員であります。よって、第54号議案を原案のとおり承認いたします。
以上で議案の審議については、全て終了いたしました。
ありがとうございました。
次に報告事項に入らせていただきます。

報告事項

- (1) 令和2年度トップアスリート支援事業「強化指定選手」の認定について
- (2) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (3) 令和2年第5回(9月)久留米市議会一般質問回答要旨
- (4) 中学校放課後等学習会事業について
- (5) 指定校変更制度等の運用の一部見直しについて
- (6) 久留米市収蔵資料展2020 「平和・祭典・人々の暮らし」の開催について

今後のスケジュール

- 10月総合教育会議：10月19日(月) 14時30分～
- 10月定例会：10月19日(月) 13時～14時30分

- 11月総合教育会議：調整中
- 11月定例会：調整中

井上教育長
(教育長)

これで全ての審議が終了しました。
以上をもちまして、久留米市教育委員会9月定例会を終了いたします。